

ドラゴンズファンカード会員特約

第1条(名称) 本カードは、株式会社中日ドラゴンズ(以下「ドラゴンズ」という。)と株式会社ジェーシービーまたは株式会社ジェーシービーおよび株式会社ジェーシービーの指定するカード発行会社(以下「JCB」という。)が提携して発行するものでドラゴンズファンカード(以下「カード」という。)と称します。

第2条(会員) 本特約および別途JCBの定めるJCB会員規約を承認のうえ入会を申し込み、ドラゴンズおよびJCB(以下「両社」という。)が認めた方を会員(以下「会員」という。)とし、JCBがカードを貸与します。

第3条(年会費) 会員は、ドラゴンズに対してJCBが通知または公表する年会費を本カードのご利用代金と同様の方法で支払うものとします。支払われた年会費はいかなる理由があっても返金はいたしません。

第4条(提供サービスと利用) 1.ドラゴンズが提供するサービスおよびその内容については、ドラゴンズが書面その他の方法により通知または公表します。2.会員は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、JCBの定めるJCB会員規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、またはJCBが会員のサービス利用が適当でないと合理的に判断したときは、サービスを利用できない場合があります。3.ドラゴンズが必要と認めた場合には、ドラゴンズがサービスおよびその内容を変更することがあります。

4.会員は、ドラゴンズが提供するサービスを受ける場合、ドラゴンズが通知または公表する方法により利用するものとします。

第5条(会員情報の取り扱いおよび開示・訂正・削除) 1.会員および入会を申し込まれた方(以下併せて「会員等」という。)は、ドラゴンズが会員等の個人情報(本項(1)に定めるものをいう。)につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。(1)ドラゴンズのサービスを提供するために、以下の個人に関する情報(以下「個人情報」という。)を収集、利用すること。①氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申込時および第6条において会員が届け出た事項 ②入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容 ③本カードの利用内容(第7条において共有する情報) ④宣伝物の送付等ドラゴンズの営業に関する案内をする目的で、個人情報を利用すること。ただし、会員が当該営業案内について中止を申し出た場合、ドラゴンズは業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。(中止の申し出は本特約末尾に記載する相談窓口連絡するものとします。) (3)ドラゴンズの業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。2.会員等は、ドラゴンズに対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。(開示の請求は本特約末尾に記載する相談窓口連絡するものとします。)万登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、ドラゴンズはすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第6条(届出事項の共有) 会員が、ドラゴンズまたはJCBに対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、ドラゴンズまたはJCBの一方に対して変更の届け出があった場合には、当該情報について両社の間で共有することに、会員は予め同意するものとします。

第7条(利用内容の共有) 会員は、ドラゴンズが会員に対してサービスを提供する必要がある場合において、会員の本カードの利用内容を、両社において共有することに予め同意するものとします。

第8条(会員資格の喪失) 会員がドラゴンズ会員資格またはJCB会員資格のいずれかを喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。

<ご相談窓口>

ドラゴンズに対する個人情報の開示・訂正・削除などの会員の個人情報に関するお問い合わせについては下記にご連絡ください。

株式会社中日ドラゴンズ

0570-017-319

10:00AM～6:00PM(土・日・祝・年末年始休)

(TK126500・20190403)